

用語解説



用語解説

あ

◆維持補修費

歳出性質別分類。地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費で、修繕料や河川等のしゅんせつ委託料などです。

◆一般財源と特定財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といい、財源の用途が特定されているものが特定財源です。

一般的には、地方税、地方譲与税、地方交付税、目的の特定されない寄附金並びに用途の特定されない財産収入等が一般財源にあてはまり、国庫支出金、府支出金、地方債、分担金、負担金、使用料並びに手数料等が特定財源にあてはまります。

◆一般会計と特別会計

一般会計とは、市の行政運営の基本的な経費を計上している会計です。単一会計主義と言われるように、市の会計は、本来1つの会計で経理されることが望ましいですが、現在のように行政活動が広範多岐にわたる場合において、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほか特別会計を設けています。

長岡京市における特別会計は、国民健康保険事業、乙訓休日応急診療所、駐車場事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業のほか、各財産区特別会計があります。

なお、老人保健医療事業特別会計は平成 23 年 3 月末で、公共下水道事業特別会計は平成 29 年 3 月末で、廃止されました。

◆衛生費

歳出目的別分類。各種健康診断やゴミ処理など健康で衛生的な生活環境の保持に係る費用です。

か

◆基金

年度間の財源を調整する財政調整基金や特定の目的のために積み立てる庁舎建設基金などがあります。家計でいえば貯金に当たります。

◆義務的経費

市の歳出の中で、支出が義務付けられ任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことです。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費、地方債の元利償還金である公債費が該当します。

◆基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を一定の方法によって算定した額です。

◆基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

◆教育費

歳出目的別分類。小中学校や公民館、図書館などの運営や管理に係る費用です。

◆健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に示された指標。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。これらの指標が早期健全化基準や財政再生基準を超えると同法に基づき、財政の健全化に努めることとされています。

◆繰出金

歳出性質別分類。一般会計と特別会計、または特別会計と特別会計の相互間で支出される費用です。

◆形式収支

その年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いたもの。つまり、出納閉鎖日における当該年度に収入された現金と支出された現金の差額を表すものです。

◆経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や経常的に支出される物件費、維持補修費などに使われた一般財源の額(経常経費充当一般財源)が、市税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金など経常的に収入される一般財源の総額(経常一般財源総額)に占める割合をいいます。

$$(\text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源総額}) \times 100(\%)$$

経常的に入ってくる歳入の何割が経常的に支出される経費に使われたかを表します。この比率が高くなると、臨時的経費に回せる資金が少なくなるため、財政が硬直している状態となります。

◆公債費

歳出性質別分類。歳出目的別分類。公債費とは、長岡京市が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額をいい、過去の債務の支払いに要する経費です。

さ

◆財政力指数

地方公共団体の財政基盤の強さを表す指標です。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

◆財政調整基金

経済不況等による大幅な税収入の減や、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされるような場合に備えて積み立てた、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金(基金)です。

◆債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額または繰越明許費の金額の範囲内のものを除き、地方公共団体が債務を複数年にわたって負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものです。建設工事や土地の購入など翌年度以降の経費支出や債務保証又は損失補償に関して設定されます。

◆市債

市債(地方債)は、主に学校・道路・公園など、長期間にわたり効果を生ずる施設整備のための資金調達手段(借金)です。地方債により事業をする理由として、財政負担の年度間調整を図ることができ、将来の住民にも負担をしてもらう「世代間負担の公平」という意義もあります。

◆実質赤字比率

健全化判断比率のひとつ。

一般会計等(長岡京市の場合は一般会計と乙訓休日応急診療所特別会計)の実質赤字額の標準財政規模に占める割合を表すものです。

◆実質公債費比率

健全化判断比率のひとつ。

一般会計等の地方債の元利償還金のみならず、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しや一部事務組合の公債費への負担金も分子に含めた実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すものです。

実質公債費比率は、次の算式により求められた過去3カ年の平均値によります。この比率が18%を超えると地方債許可団体へ、25%を超えると早期健全化団体へ移行することとされています。

$$\frac{(A+E)-(B+C+F+G)}{D-(C+G)}$$

A: 当該年度の普通会計にかかる元利償還金(繰り上げ償還等を除く)

B: 元利償還金に充当された特定財源

C: 地方債の元利償還に要する経費として普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

D: 当該年度の標準財政規模

E: 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

F: 準元利償還金に充当された特定財源

G: 準元利償還金に要する経費として普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還

◆実質収支

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額(形式収支)から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額を表します。

◆自主財源と依存財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源を自主財源といい、反対に国や府の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入を依存財源と言います。

市税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金並びに諸収入が自主財源に区分され、地方交付税、国庫支出金、府支出金、地方譲与税並びに地方債等が依存財源に区分されます。

◆将来負担比率

健全化判断比率のひとつ。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(A+B+C+D+E+F) - G}{(H-I)} \times 100(\%)$$

A: 地方債現在高(一般会計等に係る分)

B: 債務負担行為(PFI事業に基づく建設事業や土地購入等)に基づく支出予定額

C: 公営企業債等繰入見込額(公営企業会計の地方債のうち一般会計等の負担見込額)

D: 組合等負担見込額(一部事務組合の地方債のうち本市の負担見込額)

E: 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額

F: 損失補償している第三セクター等の債務のうち一般会計等の負担見込額

G: 充当可能基金額、充当可能特定財源、地方債現在高等に係る交付税算入見込額

H: 標準財政規模

I: 元利償還金等に係る交付税算入額

◆人件費

歳出性質別分類。職員の給料、手当、共済費(社会保険料)、災害補償費、退職金、議員報酬や委員報酬などに係る費用です。なお、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、令和元年度まで物件費として計上されていたアルバイト賃金は、会計年度任用職員報酬・給料として人件費に計上することとなりました。

◆出納整理期間

会計年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うために設けられた期間で、会計年度終了後の翌年度の4月1日から5月31日までの2カ月間をいいます。

出納整理期間は現金出納そのものの整理をする期間であるため、すでに経過した年度の歳入調定や支出負担行為を行うことはできません。

◆性質別経費

歳出をその経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金に分類したものです。通常、決算統計上の普通会計で使われる分類であり、予算や決算の節とは異なります。

◆総務費

歳出目的別分類。市の全体的な事務管理や財産管理、徴税管理、戸籍住民台帳、選挙、統計などに係る費用です。

た

◆地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税の一定割合を財源として、地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう一定の基準で国が交付する税のことです。地方交付税は、国が地方に代わって徴収する地方税の性格を有しています。

地方交付税には、合理的基準によって算定した各地方公共団体ごとの標準的な財政需要額(基準財政需要額)が、標準的な財政収入額(基準財政収入額)を超える額(財源不足額)を基礎として交付される普通交付税と、普通交付税で算定しがたい特別な理由により交付される特別交付税とがあります。

◆単年度収支と実質単年度収支

単年度収支とは、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。

実質単年度収支は、単年度収支から財政調整基金積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金取崩し額を除いた額となります。

◆投資的経費

歳出性質別分類。その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。道路、橋りょう、公園、学校などの建設や大規模修繕のための測量設計委託料、工事請負費、公有財産購入費、備品の購入(100万円以上)、建設負担金や補助金、物件移設補償費などがこれに該当します。

これに分類される性質別経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費があります。

◆地方債計画

毎年度、国が地方自治体の地方債に充てるべき資金の原資の額が示される資金供給計画であり、資金別・事業別に区分されます。

◆地方財政計画

地方公共団体全体の収入及び支出の総額を、客観的に推測される通常の水準で計上したものです。地方財源の保証を行っているほか、あるべき地方行政水準や行財政制度の改正に伴う経費の増減等を標準的な姿で歳出に、また、経済の動向や税財政制度の改正等を織り込んだ収入見込額を歳入に計上しているため、個々の地方公共団体の行財政運営の指針とされています。

◆土木費

歳出目的別分類。道路や公園など都市整備や環境整備に係る費用です。

は

◆標準財政規模

普通交付税算定の仕組みを通じて表されるもので、その団体の標準的な一般財源の規模を示すものです。

◆普通会計

地方公共団体間の財政比較を容易にするため、地方財政の決算を統計上の基準に基づき統一的に集計した会計区分を指します。長岡京市における普通会計は、一般会計に乙訓休日応急診療所特別会計を合算し、調整したものとなります。

◆扶助費

歳出性質別分類。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなどをいいます。市が単独施策として行うサービスなども扶助費に含まれます。

◆物件費

歳出性質別分類。旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品の購入(100万円未満)、委託料などに係る費用です。なお、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、令和元年度まで物件費として計上されていたアルバイト賃金は、会計年度任用職員報酬・給料として人件費に計上することとなりました。

◆補助費等

歳出性質別分類。各種団体への負担金や補助金、報償費、返還金、賠償金などに係る費用です。

ま

◆民生費

歳出目的別分類。保育所や生活保護費など、一定水準の生活と安定した社会生活の保障に係る費用です。

◆目的別分類

歳出を行政の目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費に分類したものです。

ら

◆臨時財政対策債

地方交付税の財源不足額を地方交付税特別会計借入金で補てんする方式から地方自治体が直接借り入れを行う方式に変更されたことに伴い、平成13年度から発行している地方債です。後年度の償還額は、全額地方交付税の算定に算入されます。

◆類似団体

全国の市町村を「人口」と「産業構造」等が類似したグループに分類し、同じグループに属する団体を言います。近隣都市では、向日市や京田辺市などが長岡京市と同じ類型となります。

◆連結実質赤字比率

健全化判断比率のひとつ。

すべての会計（財産区会計は除く）の実質赤字額の標準財政規模に占める割合を表すものです。